

## 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称し、社外役員候補者を含む）の独立性を判断する基準を以下のとおり定め、社外役員が次の各項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員が独立性を有する者と判断することとする。

1. 現在または過去 10 年間に於いて、当社及び当社子会社（以下、総称して「当社グループ」という）で業務執行者（注 1）に該当する者
2. 現在または過去 2 年間に於いて、当社グループを主要な取引先（注 2）とする者またはその業務執行者に該当する者
3. 現在または過去 2 年間に於いて、当社グループの主要な取引先（注 2）またはその業務執行者に該当する者
4. 現在または過去 2 年間に於いて、当社グループの主要な借入先（注 3）またはその業務執行者に該当する者
5. 現在または過去 2 年間に於いて、当社の大株主（注 4）（当該大株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）または当社グループが大株主である企業等の業務執行者に該当する者
6. 現在または過去 2 年間のいずれかの事業年度に於いて、当社グループから役員報酬以外に一定額（注 5）の金銭その他の財産得ている弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントに該当する者
7. 現在または過去 2 年間のいずれかの事業年度に於いて、当社グループから一定額（注 5）の金銭その他の財産得ている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
8. 現在または過去 2 年間のいずれかの事業年度に於いて、当社グループから一定額（注 5）の寄付を受領している者または寄付を受領している法人・団体等の業務執行者に該当する者
9. 上記 1. から 8. に該当する者が重要な者（注 6）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族に該当する者

（注 1）「業務執行者」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号の業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。

（注 2）「主要な取引先」とは、当社グループの販売先または仕入先であつて、取引金額が当社グループの連結売上高または相手方の連結売上高の 2% を超えるものをいう。

（注 3）「主要な借入先」とは、当社グループの借入金残高が当社グループの連結総資産の 2% を超える者をいう。

（注 4）「大株主」とは、総議決権の 10% 以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

（注 5）「一定額」とは、1,000 万円を超えることをいう。

（注 6）「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。